

米国ドル建 特定疾病保障終身保険

(低解約返戻金型)〔無配当〕



米国ドルで
特定疾病に備え
られます。



米国ドルで築く
大きなあんしん。



ご注意
ください

この保険には、**為替リスク**およびお客さまに
ご負担いただく費用があります。

詳しくは9・10ページをご確認ください。

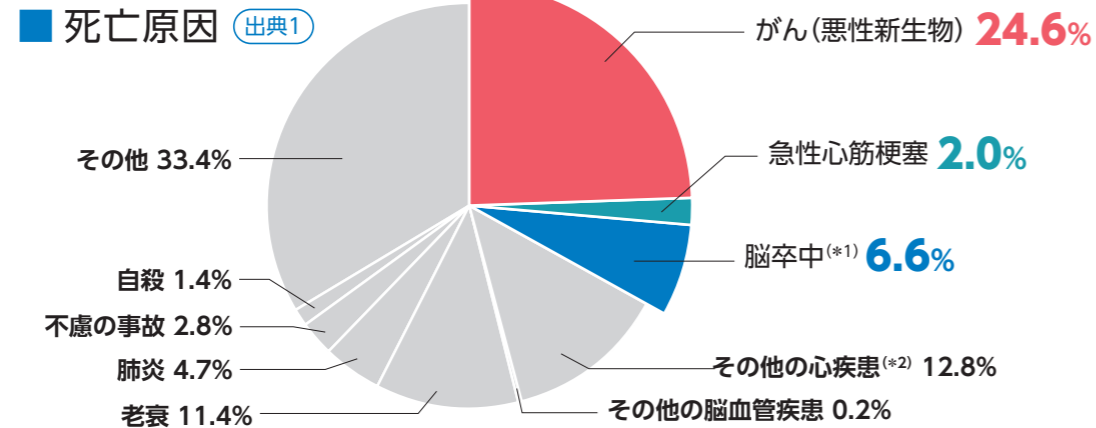
外貨保険にかかる為替相場の
変動リスク等やご契約にかかる
費用について、動画でもご確認
いただけます。



備える理由 1 がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中のリスク、ご存じですか?

死因

死因の約1/3はがん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中によるものとなっています



(*1) くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の合計 (*2) 高血圧症のものを除きます。 ※表示単位未満四捨五入 (注)端数処理の関係で、合計が100.0%とならない場合があります。

40歳代以降はがん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中で亡くなる方の割合が高くなっています

■ 年代別にみた三大疾病による死亡者の割合 出典1

30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
25.8%	40.9%	48.1%	52.5%	47.7%

※がん(悪性新生物)、急性心筋梗塞、脳卒中の合計。なお、脳卒中は、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞の合計。
※表示単位未満四捨五入

がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中のリスクは40歳代から急激に増加し、各年代の死因において高い割合を占める深刻な病気です。

罹患リスク

男性・女性ともに、おおよそ2人に1人が一生のうちに『がん』と診断されます

■ 累積がん罹患リスク 出典2

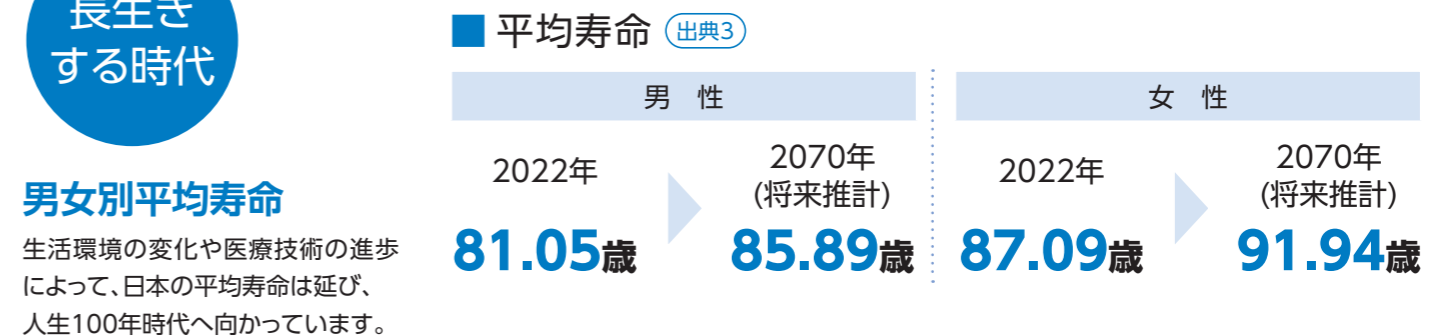
	~39歳	~49歳	~59歳	~69歳	~79歳	生涯
男性	1.2%	2.8%	7.7%	21.4%	43.0%	65.5%
女性	2.3%	6.3%	12.5%	21.4%	33.3%	51.2%

出典1 厚生労働省「令和4年(2022) 人口動態統計」をもとにジブラルタ生命にて算出
出典2 (公財)がん研究振興財団「がんの統計2023」累積がん罹患・死亡リスク 年齢階級別罹患リスク(2019年罹患・死亡データに基づく)全がん
出典3 厚生労働省「令和4年 簡易生命表の概況」/内閣府「令和5年版 高齢社会白書」をもとにジブラルタ生命にて作成
出典4 (公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度 生活保障に関する調査」をもとにジブラルタ生命にて算出

備える理由 2 「将来(資産形成)」について、老後を見据え今から考えておきましょう

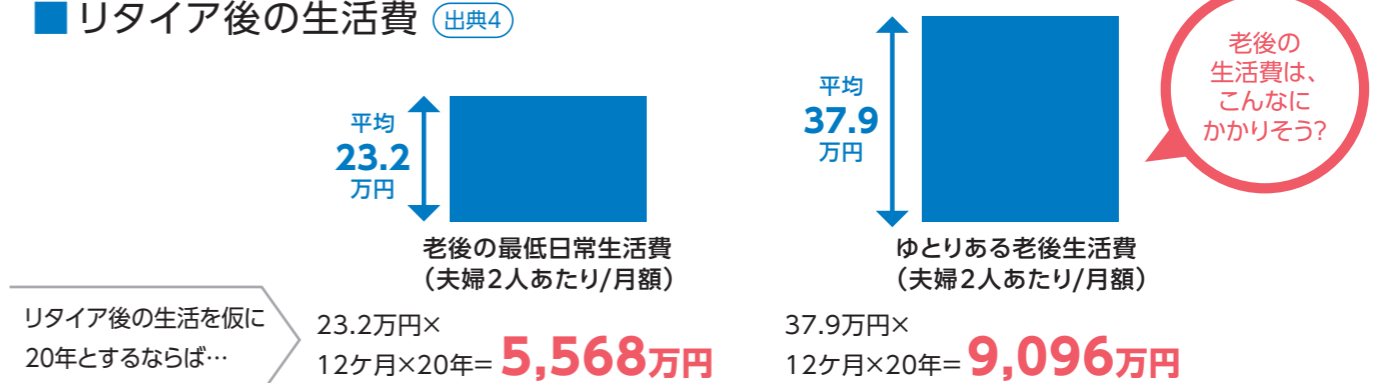
長生きする時代

平均寿命は延び、老後生活はより長くなる傾向があります



ますます進む超高齢社会では、長生きはうれしい反面、生活資金が枯渇するリスクを伴います。

■ リタイア後の生活費 出典4

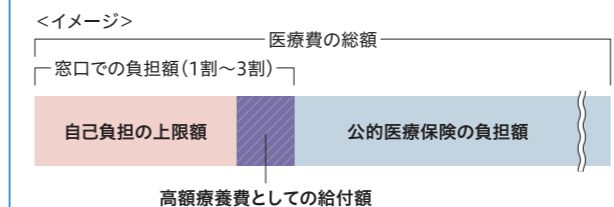


ご自身・ご家族の「毎月の生活費×12ヶ月×年数」を考えながら、早めの将来設計が必要です。

ご理解いただきたい公的保障(高額療養費制度・遺族年金・老齢年金)についてご案内します。

入院や手術をしたときの公的保障として「**高額療養費制度**」があります。

高額療養費制度は、医療機関や薬局の窓口で支払った額がひと月(月の初めから終わりまで)の上限額を超えた場合に、その超えた額について公的医療保険から給付を受けられる制度です。



高額療養費制度の詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

万一のことがあったとき、遺されたご家族のその後の生活を守る公的保障として「**遺族年金**」があります。

遺族年金とは、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

老後の生活を守るための公的保障として「**老齢年金**」があります。

老齢年金には、「老齢基礎年金」と「老齢厚生年金」があり、加入している年金の種別によって受給額が異なります。

老齢年金の受給要件等の詳細については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

※2024年2月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

がん・急性心筋梗塞・脳卒中やゆとりある将来

この保険は米国ドル建です。

この保険には円換算払込特約が付加されていますので、保険料は円によるお払込みになります。

特徴1 **がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中になられたときに、特定疾病保険金をお受取りいただけます。**

治療費やリハビリ費、ご家族の生活費などにご活用いただけます。

※がんについては、この保険契約の責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日が保障の開始日(がんの責任開始期)となる等、特定疾病保険金のお支払いには所定の条件があります。

▶ 詳しくは7ページの「特定疾病保険金のお支払いの対象となる疾病について」をご覧ください。

特徴2 **死亡保険金または高度障害保険金をお受取りいただけます。**

死亡または高度障害状態になられたときは、原因が「がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中」でなくても、死亡保険金または高度障害保険金をお受取りいただけます。



最高1,500万円までの死亡保険金を最短でその日のうちにお支払いする「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

特徴3 **低解約返戻金型ですので、保険料が割安です。**

この保険は低解約返戻金型です。

保険料払込期間中の解約返戻金額を、**低解約返戻金型としなかった場合の70%に相当する金額**とすることにより、低廉な保険料を実現しております。



このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

不慮の事故により所定の身体障害状態になられたときは

以後の保険料のお払込みが免除になります。

さらに

疾病障害による保険料払込免除特約*を付加されますと、

疾病により所定の身体障害状態になられたときに、以後の保険料のお払込みが免除になります。

*この特約の付加には別途保険料が必要です。

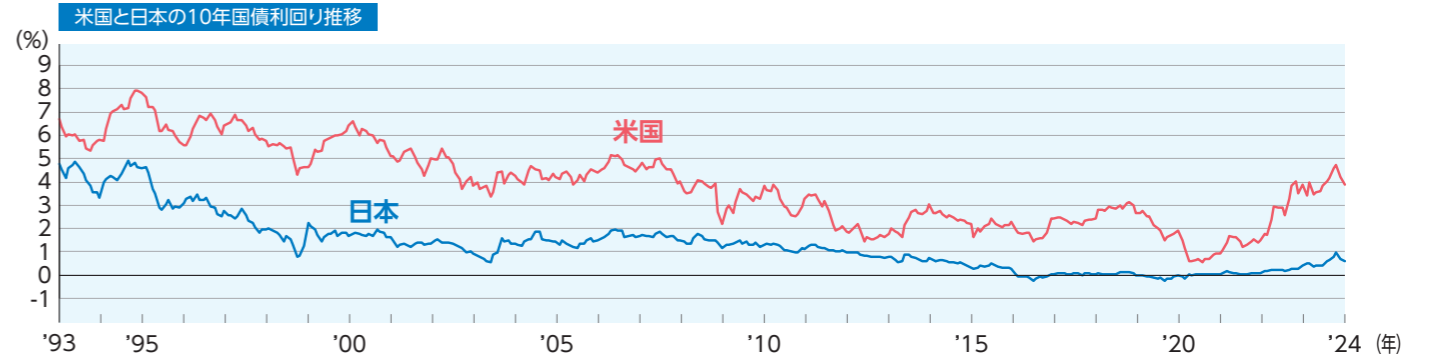
保障は継続します

身体障害状態になった場合

のために「米国ドル」で備える保険です。

■なぜ米国ドルなのか？

10年国債利回りで比較すると、米国と日本には**金利差**があります。



※上記は1993年1月～2024年1月の月初(1日)の利回りをもとに作成しています。

※上記は過去の数値を示したもので、将来における利回りを保証または示唆するものではありません。

出典 Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成

動画で学ぶ
外貨のちしき

資産形成の手段として、外貨を活用してみませんか

資産形成の手段として外貨を活用することには、どのようなメリットがあるのでしょうか？
じょうずに資産をまもり、育てて行くために、外貨を保有するメリットについて、
動画でわかりやすく解説します。

動画を見る



■こんなときにはこんな方法があります。

一時的に保険料のご都合がつかないときは…

保険料の自動振替貸付

保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいときは…

延長定期保険への変更
払済保険への変更

保険料のご負担を軽くして、ご契約を続けたいときは…

保険金額等の減額

急に資金が必要になったときは…

契約者貸付

※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。



必ずご確認ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



ご注意ください

この保険には為替リスクおよびお客さまにご負担いただく費用があります。この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受けます**。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お払込みいただいた保険料総額(円)を下回ることもあり、**損失が生じるおそれがあります**。

▶ 詳しくは9・10ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

必要な備えについて

商品の特徴

米国ドルについて

商品のしくみ

各種お取扱いについて

お支払いの対象となる疾病について

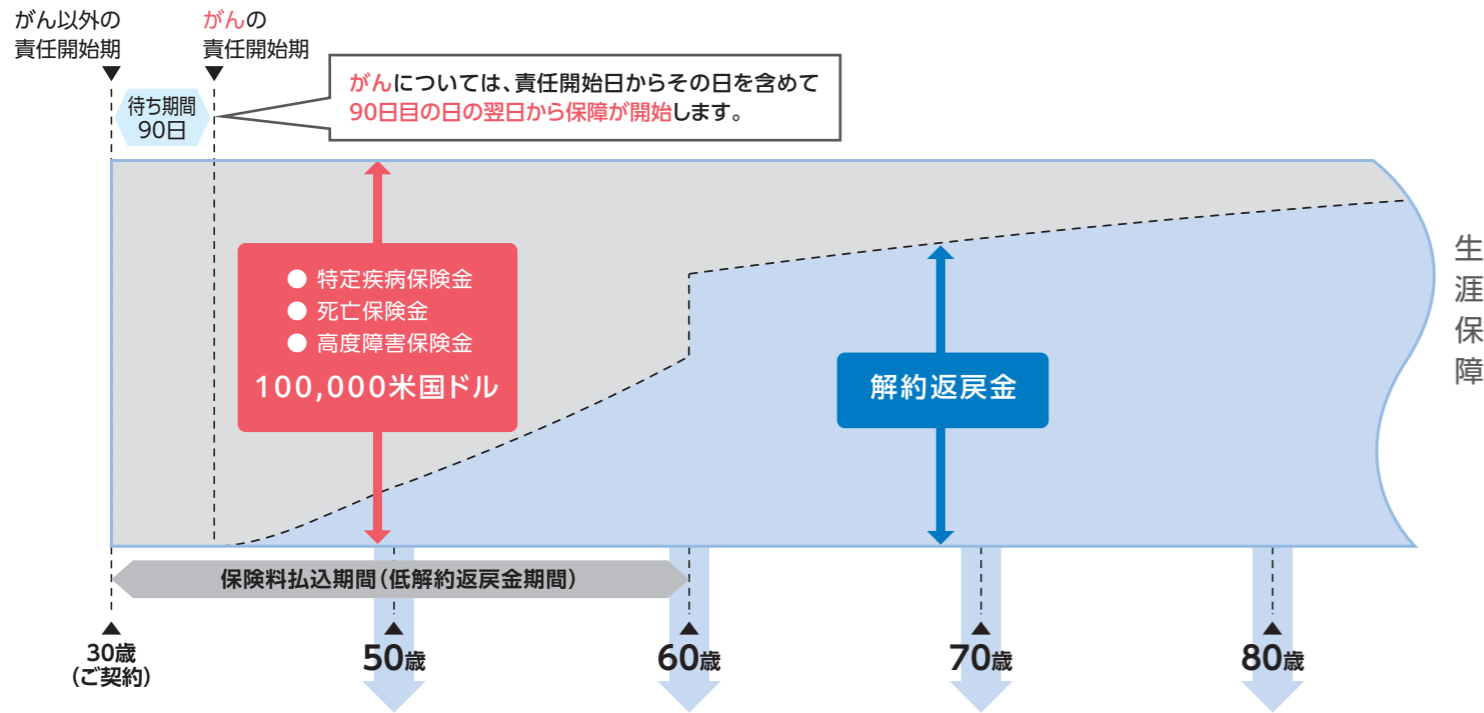
よくいただく質問

為替リスクについて

ご契約にかかる費用について

商品のしくみ

- 契約年齢(被保険者)：30歳(男性) ● 保険金額：100,000米ドル ● 保険期間：終身
● 保険料払込期間：60歳満了 ● 保険料(月払・口座振替)：187.50米ドル



解約返戻金の例

	50歳(20年経過)	60歳(30年経過)	70歳(40年経過)	80歳(50年経過)
払込保険料累計	45,000米ドル	67,500米ドル ※60歳以後の保険料の払込みは不要です。		
解約返戻金額	30,210米ドル (約67.1%)	71,210米ドル ^(*) (約105.4%)	80,620米ドル (約119.4%)	87,860米ドル (約130.1%)

※払込保険料累計・解約返戻金は、毎年の契約応当日の前日における金額を表示しています。
(ただし、表中の「(*)」印が表示された低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金は、保険料払込期間満了日の翌日の金額を表示しています。)

保険料例(月払・口座振替)

保険期間:終身 保険金額:100,000米ドルの場合

2024年3月1日現在 単位:米ドル

男性					女性				
契約年齢(被保険者)					契約年齢(被保険者)				
20歳	30歳	40歳	50歳	保険料払込期間	20歳	30歳	40歳	50歳	保険料払込期間
137.90	210.00	384.70	-	55歳満了	130.90	199.60	357.90	-	55歳満了
128.60	187.50	311.20	671.40	60歳満了	122.10	178.40	289.40	597.70	60歳満了
122.30	173.20	271.10	494.70	65歳満了	116.10	164.40	250.50	433.80	65歳満了
118.20	164.30	248.30	415.80	70歳満了	111.70	154.90	226.70	356.50	70歳満了
115.80	159.10	235.60	377.10	75歳満了	108.80	148.50	211.90	314.60	75歳満了
114.50	156.40	229.10	358.80	80歳満了	106.80	144.50	202.60	290.70	80歳満了

※この保険の保険料は、2024年3月1日現在における予定利率(年2.75%)およびその他ジブラルタ生命所定の基礎率等を用いて計算したものです。予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この保険に適用される予定利率といわゆる利回りとは異なります。

各種お受取りについて

特約保険料は
必要
ありません

年金

保険金等の支払方法の選択に関する特約を付加されますと、保険金または解約返戻金を年金としてお受取りいただけます。

※解約返戻金を年金でお受取りになる場合は、契約日から5年経過後よりお取扱いします。

で受取る

■ ライフプランに合わせて年金の種類をお選びいただけます。

確定年金	保証期間付終身年金	保証期間付夫婦連生終身年金
一定期間年金をお受取りになれます。年金を受取る期間を指定する「年金支払期間指定型」と年金額を指定する「年金額指定型」を選べます。	生きている限り年金をお受取りになれます。	ご夫婦のどちらか一方が生きている限り年金をお受取りになれます。

※上記の年金受取りに加えて、据置受取りもご選択いただけます。

10年確定年金の場合 5ページに記載のご契約例で60歳から年金で受取られる場合

年金受取総額 約**76,100**米ドル

年金基金 71,210米ドル

年金額 約7,610米ドル	年金額 約7,610米ドル	年金額 約7,610米ドル	年金額 約7,610米ドル	年金額 約7,610米ドル	年金額 約7,610米ドル
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

年金受取期間(10年)

ご希望で年金原資を 1 「米ドル」のままにしておくか、 2 「円」に換算するかをお選びいただけます。

年金は「円」でもお受取りいただけます!

1 年金原資が「米ドル」の場合
年金は「米ドル」か「円」でお受取り 毎年選択可能

2 年金原資が「円」の場合
年金は「円」でお受取り

▶ 円換算支払特約を活用します。詳しくは9ページをご覧ください。

※例示の年金額は、2024年3月1日現在の基礎率等(予定利率等)に基づき算出したものです。実際の年金額は、年金基金設定時の基礎率等により新たに計算されますので、経済情勢等により、基礎率等が変更された場合には、例示の年金額を大きく下回る可能性があります。
※保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用として、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^(*)(2024年3月1日現在)を年金支払日の年金原資から控除します。(*2)将来変更される可能性もあります。

生きるための資金

として受取る

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は
必要
ありません

リビング・ニーズ特約

この特約の付加により、療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約による保険金は **非課税扱** です

このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

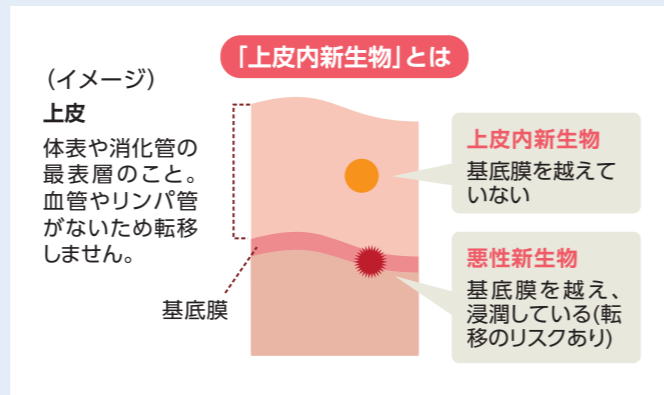
特定疾病保険金のお支払いの対象となる疾病について

がん(悪性新生物) (*1)

がんの責任開始期以後、初めてがん(悪性新生物)にかかったと医師によって診断確定されたとき

(がんの責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日をいいます。)

[対象]
悪性新生物
(上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚癌は対象外)



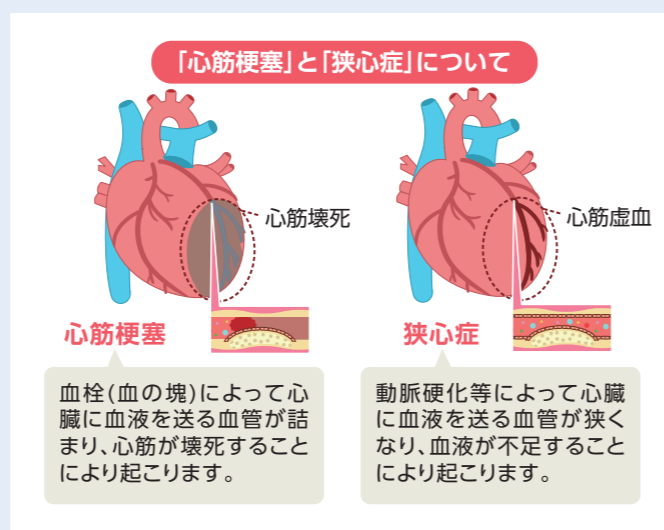
急性心筋梗塞 (*2)

つぎのいずれかに該当された場合

- 急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて **60 日以上、労働の制限を必要とする状態が継続した**と医師によって診断されたとき

- 急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される **手術**を受けたとき

[対象]
急性心筋梗塞
(狭心症などは対象外)



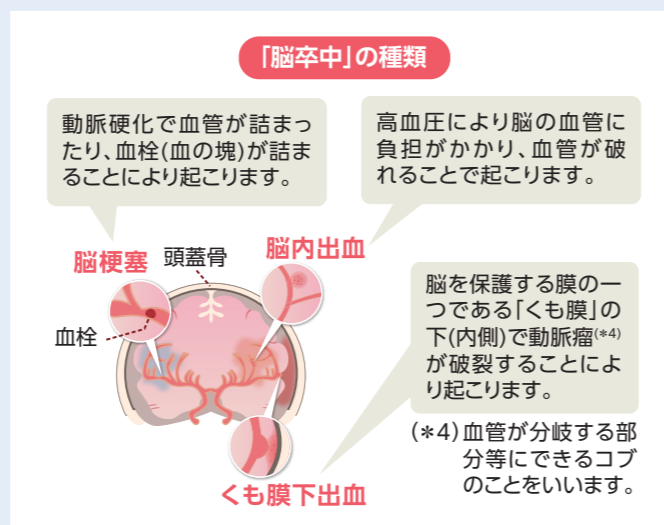
脳卒中 (*2)

つぎのいずれかに該当された場合

- 脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて **60 日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続した**と医師によって診断されたとき

- 脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される **手術**を受けたとき

[対象]
くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞



(*1) 責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日より前に、がんにかかったと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因として支払われる特定疾病保険金は保険期間を通じて支払われません。この場合、この保険は所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更(減少)はありません。

(*2) 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象になります。

※ 癌の進行度を示す指標(*3)においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、特定疾病保険金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、特定疾病保険金のお支払対象ではありません。

(*3) 国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM 悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

Q & A お客さまからよくいただくご質問です。

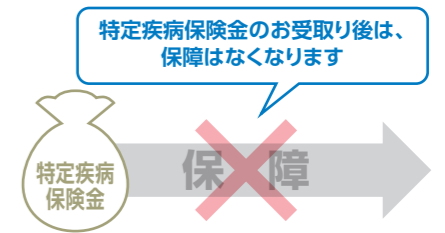
Q1 契約日から20日後に、がんと診断されました。この場合、特定疾病保険金を受取ることはできますか?

A1 いいえ。
がんについては、責任開始日からその日を含めて**90日目の日の翌日**が保障の開始日になる等所定の条件があります。
なお、がん以外の急性心筋梗塞・脳卒中および死亡・高度障害状態については責任開始日より保障されます。

▶ 詳しくは7ページの「特定疾病保険金のお支払いの対象となる疾病について」をご覧ください。

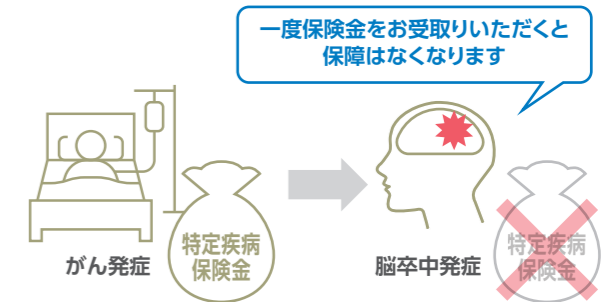
Q2 特定疾病保険金を受取った後も、死亡保障は続きますか?

A2 いいえ。
特定疾病保険金・死亡保険金・高度障害保険金のいずれかをお受取りいただいた場合、この保険契約は消滅し、以後の保障はなくなります。



Q3 「がん」になった後、「脳卒中」になりました。この場合、特定疾病保険金は2回受取ることはできますか?

A3 いいえ。
対象となる疾病になられた場合、特定疾病保険金はお受取りいただけますが、一度お受取りいただくと、この保険契約は消滅し、以後の保障はなくなります。



Q4 特定疾病保険金を受取った場合、税金はかかりますか?

A4 いいえ。
被保険者が受取る特定疾病保険金は、「身体の傷害に基因して支払を受けるもの」として、非課税になります。

必要な備えについて

商品の特徴

米ドルについて

商品のしくみ

各種お受取りについて

お支払いの対象となる疾病について

よくいただくご質問

為替リスクについて

「契約にかかる費用」について

必ずご一読ください

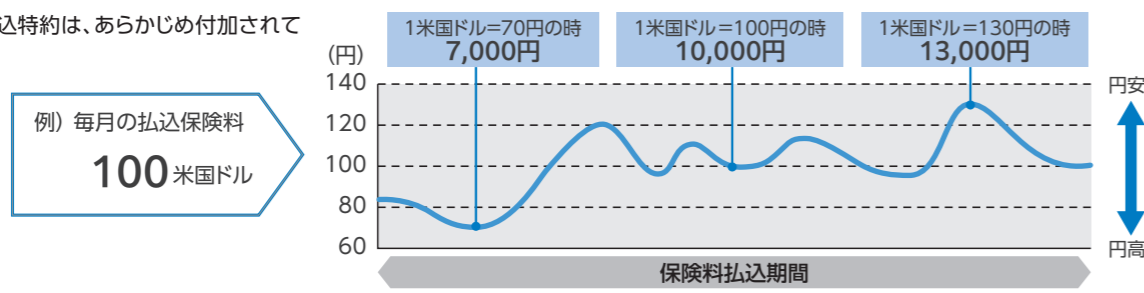
**為替リスクについて
（「円」でお取扱いする際の注意事項）**

この保険は米国ドル建てであり、米国ドルを円に換算するときに**為替相場の変動による影響を受けます**。したがって、保険金額等（米国ドル）を円に換算した場合の金額が、お支払いいただいた保険料総額（円）を下回ることがあり、**損失が生じるおそれがあります**。

- この保険にかかる**為替リスクは、契約者および受取人に帰属します**。
- 円で保険料等をお支払いいただく場合の**為替レート**と円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の**為替レート**には**為替交換手数料が含まれています**。したがって、**為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお支払いになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。

1 「円」でお支払いいただく保険料は、毎回変動（増減）します。
（円換算払込特約）

※円換算払込特約は、あらかじめ付加されています。



2 「円」で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合、お受取金額は変動します。
（円換算支払特約）

例) 保険金額 **100,000** 米国ドル

円高	1米国ドル = 70円の時	7,000,000円
円安	1米国ドル = 100円の時	10,000,000円
	1米国ドル = 130円の時	13,000,000円

3 「円」での貸付金のお受取りまたは元利金のご返済をされる場合、お受取金額またはご返済金額は変動します。
（円換算貸付特約）

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM^{(*)1}を基準としており、為替交換手数料が含まれます。



※ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTS^{(*)2}を上回ることはありません。



※ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTB^{(*)3}を下回ることはありません。

(*)1 銀行間の取引レート（為替相場の基準値）（対顧客電信仲値）
 (*)2 一般的にお客さまが円を米国ドルに換える際のレート（対顧客電信売相場）
 (*)3 一般的にお客さまが米国ドルを円に換える際のレート（対顧客電信買相場）
 (*)4 2024年3月1日現在。将来変更される可能性もあります。

※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。
 ※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。
 ※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

必ずご一読ください

ご契約にかかる費用について

■ 保険関係費用

お支払いいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

【米国ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要な場合があります。（金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。）

■ 外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお支払いいただく場合の費用】
 ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料（0.5円^{(*)5} / 1米国ドル）が含まれています。
【円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】
 ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料（0.01円^{(*)5} / 1米国ドル）が含まれています。

■ 保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^{(*)5}を年金支払日の年金原資から控除します。
 ※保険金等の支払方法の選択に関する特約による取扱いです。

(*)5 2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特約	対象	換算基準日	適用する為替レート
1 円換算払込特約	第1回保険料	保険料払込日（着金日）の前日	円で保険料等をお支払いいただく場合の為替レート
	第2回以後の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日	
	前納保険料 ^{(*)6}	ジブラルタ生命受領日（着金日）	
2 円換算支払特約	特定疾病保険金・死亡保険金・高度障害保険金・解約返戻金	所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日	円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レート
	リビング・ニーズ特約による保険金		
	死亡保険金即日支払サービスによる死亡保険金		
3 円換算貸付特約	保険金等の支払方法の選択に関する特約による据置支払	据置期間満了前 据置期間満了時	円で保険料等をお支払いいただく場合の為替レート
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金（年金原資が米国ドル建の場合）	年金支払日の前日	
	契約者貸付	借り入れ 返済	
	自動振替貸付の返済		

(*)6 将来の保険料の全部または一部を前もってお支払いいただくことができます（前納）。
 ※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

「円」でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

インターネット（ホームページ）	ジブラルタ生命コールセンター
<p>https://www.gib-life.co.jp/</p> <p>営業日ごとに、当日午前0時に公開します。</p>	<p>一般のお客さま</p> <p>ミナジブロック</p> <p>0120-37-2269 <small>通話料無料</small></p> <p>募集代理店を通じてご加入されたお客さま</p> <p>ナンバージブロック</p> <p>0120-78-2269 <small>通話料無料</small></p> <p>【受付時間】 平日 ▶ 9:00～18:00 土曜 ▶ 9:00～17:00 （日・祝・12/31～1/3を除く）</p>

必要な備え
商品の特長
米国ドルについて
商品のしくみ
各種お受取りについて
お支払いの対象となる疾病について
よくいただく質問
為替リスクについて
「円」でお取扱いする際の費用について

くわしくは…

① 死亡保険金即日支払サービスについて

▶3ページ

このサービスでお受取りいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円^(*)^(**)を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお受取りいただけない場合もあります。

② 低解約返戻金期間中の解約返戻金について

▶3ページ

- この保険は低解約返戻金型です。低解約返戻金期間は、保険料払込期間と同一であり、その期間中の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受取る解約返戻金額の70%に相当する金額となります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)中に解約返戻金を円で受取る場合には、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受取る解約返戻金額の70%に相当する金額に対して、さらに為替変動の影響も受けることになります。
- 保険料払込期間(低解約返戻金期間)満了後の解約返戻金額は、この保険を低解約返戻金型としなかった場合の米国ドルで受取る解約返戻金額と同額となります。

③ リビング・ニーズ特約について

▶6ページ

- 余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、ジブラルタ生命の医師の見解(場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン)も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行なっても余命6か月以内であることを意味します。
- ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して30万米国ドル以内かつ3,000万円以内^(**)でご指定いただけます。ただし、法人契約でリビング・ニーズ特約の特約保険金受取人が法人(個人事業主を除く)の場合は、ご契約の死亡保険金額の範囲内であれば同一被保険者の他のご契約と通算した支払限度額はありませぬ。
- リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。(2024年2月現在。将来変更になる可能性があります。)

(*) 受取人への口座振込の場合。お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。

(**) TTM(対顧客電信仲値)で換算した円支払額の上限となります。

お取扱いについて

■ 契約年齢範囲・保険料払込期間

保険料払込期間は、年齢または年数で設定いただけます。

契約年齢範囲 (被保険者)	保険料払込期間										
	55 歳	60 歳	65 歳	70 歳	75 歳	80 歳	10 年	15 年	20 年	25 年	30 年
0~45歳	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
46~50歳		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
51~55歳			●	●	●	●	●	●	●	●	
56~60歳				●	●	●	●	●	●		
61~65歳					●	●	●	●			
66~69歳						●	●				

■ 保険料払込方法<回数>

月払・半年払・年払

■ 付加できる主な特約

- リビング・ニーズ特約
 - 指定代理請求特約
 - 疾病障害による保険料払込免除特約
 - 保険金等の支払方法の選択に関する特約^(**)
- (**)^(*)ご契約時に付加することはできません。

■ 高額割引制度について

ご契約の保険金額が5万米国ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

■ その他

当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※当パンフレットは主に個人契約のご説明をしています。法人契約の場合やお申込み経路によっては、お取扱内容が異なることがあります。

※当パンフレットに記載している税務取扱については、2024年2月現在のものであり、法律改正および制度改正等により変わる場合があります。個別の税務取扱につきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

生命保険募集人
について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>

<お問合せ先(担当者)>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客さま **0120-37-2269** (通話料無料)

募集代理店を通じて
ご加入されたお客さま **0120-78-2269** (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。